

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準について

ささえあい福祉局障がい福祉課

I 目的

令和8年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。（今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。なお、令和7年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。）

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

＜整備区分S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等＞

優先項目	理 由
(1)①強度行動障がい者、②重度障がい者（生活介護、グループホーム、短期入所、入所施設に限る）の定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。）	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる生活介護、グループホーム、短期入所のための環境の整備が緊急的に必要であるため。 その一方で、入所施設は強度行動障がい者等の専門的支援を行う施設として重要な役割を担っており、今後も一定のニーズがあり、将来的に老朽化した施設の建替えが必要となるため。
(2)グループホーム（S(1)①、②で対象のグループホーム以外）の定員を増加させる整備。	グループホームは、障がい者の居住の場として重要な選択肢であり、特に今後の高齢化や親亡き後を見据え、更にその整備を進めていく必要があるため。
(3)地域生活支援拠点に位置づけられる施設整備。（定員・面積の多い施設を優先する。）	障がい者の重度化等や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があるため。
(4)施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。）	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
(5)ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	ウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。

<整備区分A 定員を増加させる整備>

優先項目	理 由
(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
(2) 重度障がい者（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。	重度障がい者の地域移行を促進するため。
(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	

<整備区分B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備>

優先項目	理 由
(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

2 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

(2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、以下の7項目について該当数が多い整備を優先する。

- ①他に同種サービス事業所が存在しない市町村における当該事業所の整備
- ②医療的ケアが必要な方が利用できる施設の整備
- ③24時間対応可能なグループホーム（いわゆる日中サービス支援型グループホーム）の整備
- ④男性専用、女性専用といった性別ごと、及び身体障がい、知的障がい、精神障がい、聴覚障が

- い、視覚障がい、盲ろう（聴覚・視覚の重複障がい）といった障がい特性ごとの施設の整備
- ⑤個人の暮らしが尊重されるよう、完全個室化（風呂、トイレ、台所等の共有設備を設けていない）された入所施設、グループホーム又は短期入所施設の整備
- ⑥グループホームの整備とあわせて、同じ建物、敷地内等に家族が入居することができる施設を整備
- ⑦耐用年数を超過した入所施設の改修整備

イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例>

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)		優先項目(4)	順位
X事業	○		X事業	○	X事業	1
Y事業	○		Y事業	×	Y事業	
Z事業	○		Z事業	○	Z事業	

上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行ったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)		優先項目(4)
S事業	○		S事業	×	S事業
T事業	×		T事業		T事業
U事業	○		U事業	○	U事業

同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。

2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先する。

【参考】令和7年4月4日付厚生労働省社会・援護局通知

<優先順位を付す際の指標>

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの

イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの

ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの

エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの

カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの

キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの

ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活

援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの

- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）1 の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等条件不利地域においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ス 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- タ 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの